

中小企業診断士養成課程における  
新型コロナウイルス感染症対策について【重要】

中小企業大学校 東京校は、受講者の皆様の健康と安全のため、以下の通り新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施いたします。

以下の内容が、『受講同意書』の第2条 新型コロナウイルス感染症対策 についての同意事項となりますので、事前に必ず内容をご確認ください。

中小企業診断士養成課程を受講される受講者の皆様及び派遣元責任者の皆様におかれましては、当対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、以下の内容につきましては、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の法令、国の基本的対処方針、法令に基づく自治体の要請事項などの変更に応じ、適宜見直しを行います。

## 1. 基本的な感染対策実施事項

- (1) マスクの着用の徹底(感染予防に効果を発揮する適切なマスクの着用)
- (2) 頻回の手指消毒とそのための教室等へのアルコール消毒液の常設
- (3) アクリル板等を設置した飛沫感染防止
- (4) 頻回の換気実施
- (5) 研修使用物(椅子・机・ホワイトボード等の備品・ホワイトボード用ペンなどの消耗品)の消毒
- (6) 教室の受講者収容率を半減し密集回避
- (7) 講師、実習指導員、大学校関係者、受講者の毎日の検温と体調チェック
- (8) 特別措置法第45条第1項における東京都の協力要請の遵守

## 2. 教室の三密防止及び感染対策

### (1) 密閉低減

- ・講義中も窓や出入口を原則として開放いたします。
- ・教室内の空気は機械換気を行っていますが、休み時間毎に窓を開け自然換気も行います。

### (2) 密集低減

- ・1教室あたりの収容率を下げるため着席数を制限いたします。  
※複数の教室に分かれてご受講頂く場合がございます。
- ・座席は1テーブル1人といたします。
- ・座席の間隔を十分に確保いたします。

### (3) 密接低減

- ・講師、実習指導員及び大学校関係者は、常時マスクを着用いたします。
- ・受講者の皆様にもマスク(不織布)の持参と適切な着用をお願いいたします。
- ・グループワーク等で対面でのディスカッションを行う際は、机上に間仕切りを設置します。

### (4) 衛生管理

- ・教室入室前には、手指をせっけん液等で十分に洗うまたは、アルコール消毒液等を使用し、こまめな消毒をして下さい。

- ・研修開始前に机・椅子については、毎日消毒を行います。  
※机の上に教材等を置かないでご帰宅ください。(机の下や棚をご利用ください。)
- ・貸し出し用 PC や間仕切りは使用後に消毒を行います。
- ・ハンドマイクを使用する際は、教室に備え付けのアルコール消毒ティッシュを使用し、拭いてから他の方にお渡しください。
- ・ホワイトボード用ペンやレーザー等、共有で使用したものは、教室に備え付けのアルコール消毒ティッシュを使用し、消毒をしてからご帰宅ください。

#### (5)体調管理

- ・朝の入室前の検温と体調確認を実施します。検温と体調確認をして以下の入室制限に該当しないと確定するまでは教室に入室できませんのでご注意ください。
- ・健康・行動観察票に毎日の体温(できるだけ毎日一定の時間の体温)と体調、行動について記録し、大学校から求められた場合は至急、提出してください。

#### (6)入室制限

- ・入室前に 37.5 度以上の熱が確認された場合(ワクチン接種による副反応の場合を含む)は、入室を禁止とします。
- ・受講前あるいは受講期間中、以下の症状がある場合は、入室を控え、十分に体調が回復するまでお休みください。条件が整った場合、オンライン参加が可能な場合がありますのでご相談ください。

#### (教室・自習室への入室を禁止する症状)

- ◇発熱、咳、のどの痛み、鼻水、息切れ、だるさ(倦怠感)、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢・嘔吐、嗅覚・味覚障害等の症状のいずれかが見られる場合(ワクチン接種による副反応の場合を含む)

#### (教室・自習室への入室を禁止する状況)

- ◇受講される方および同居者に、上記症状がみられる場合
- ◇受講される方及び同居者が、受講日の7日前以降に陽性、もしくは受講日の 5 日前以降に濃厚接触者と認定された場合
- ◇受講される方及び同居者が、PCR 検査等を受け、結果が判明していない場合

### 3. 交流室・食堂・喫煙所・東大和寮内(自習室含む)・洗面所の三密防止及び感染対策

#### (交流室)

- ・交流会は当面の期間、中止といたします。
- ・お弁当等をご持参される方の昼食の場としてご利用いただけます。黙食にご協力ください。

#### (食堂)

- ・食堂では、黙食にご協力ください。
- ・食事の前は、必ず手指の消毒をして下さい。
- ・食堂では、マスクを外しての会話を禁止します。
- ・食後は、すぐにマスクを着用してください。
- ・食堂では、移動のための導線や前後の方との距離確保のための目印を床に貼っていますので、ご確認頂き、三密にならないよう行動してください。

#### (喫煙所)

- ・屋内での喫煙所を閉鎖いたします。屋外の所定の喫煙場所をご利用ください。
- ・喫煙所でのマスクを外しての会話、長時間の滞在、飲酒は禁止です。
- ・喫煙中は会話をせず、喫煙後はすぐにマスクを着用してください。

#### (東大和寮)

- ・帰省した際などに、37.5 度以上の発熱など体調不良が確認された場合、**帰寮せず**、体調回復に努めてください。陽性だった場合は、療養期間が終了した後に再入寮してください。
- ・寮の居室内に、他者を入室させることは短時間であっても禁止です。
- ・寮の居室内での複数人数での飲み会は厳禁です。(オンライン飲み会を奨励します。)
- ・談話室のご利用は7時から23時となっております。談話室内の冷蔵庫・電子レンジ・トースター・テレビ・給茶機は、手の消毒後、ご利用ください。
- ・アスレチックルームは終日、ご利用できません。
- ・自転車は7時から22時まで貸出しを行っております(受付は7時から21時)。アルコール除菌後ご利用ください。
- ・フロント横の棚に新聞・雑誌を配架いたしますが、持ち出しは禁止しております。
- ・寮内の大・小浴場については、複数人数のグループで利用すること、会話、長時間の滞在は禁止です。また、体調の悪い時には、ご利用をご遠慮ください。
- ・入浴後は、すぐにマスクを着用してください。(特に、脱衣所ではすぐマスクを着用して下さい。)
- ・寮内の喫煙所での会話、長時間の滞在、飲酒は禁止です。喫煙中は会話をせず、喫煙後はすぐにマスクを着用してください。
- ・寮の廊下において、マスクの着用をしない事、複数人数でのまとまったの行動、大声での会話、飲酒は禁止です。
- ・発熱、咳、のどの痛み、鼻水、息切れ、だるさ(倦怠感)、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢・嘔吐、嗅覚・味覚障害等の症状のいずれかが見られる場合(ワクチン接種による副反応の場合を含む)、教室同様自習室への入室は禁止です。

#### (洗面所・トイレ)

- ・入り口では必ず手指の消毒をお願いいたします。
- ・洋式トイレは、フタをして流すようお願いいたします。

## 4. 研修時間外の感染予防対策

### (基本対策)

- ・新型インフルエンザ等による緊急事態宣言が発出された場合は、研修時間内外に関わらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく東京都の要請に従って行動してください。  
新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都による緊急事態措置等が発出された場合についても、要請に従った行動をしてください。

(持参物:入寮者)※派遣元も持参物については必ずご確認いただき、必要に応じてご指導下さい。  
入寮される方は、常時以下の持参物を寮内居室に備蓄してください。コロナの発症が疑われる場合、周囲への感染リスクを高めないように個人での検温、検査が速やかに実施できるよう必ず準備をお願いします。なお、入寮者が陽性になった場合は、宿泊療養施設に移っていただきます。そのための

移送手配は各自でして頂きます。詳細については、東京都福祉保健局のホームページ等でご確認ください。

- (1) 体温計
- (2) 市販の医療用抗原検査キット(実習先企業への訪問前に使用する検査キットに加え5～6個)
- (3) 2～3日分の食料と水

※呼吸器系の基礎疾患がある方は、パルスオキシメーター

## 5. 陰性を確認する資料の提出

・実習先企業等への訪問前は、毎回必ず医療用抗原検査キット等の検査実施後の現物あるいは写真(撮影日も含め)、健康・行動観察票をインストラクターに提出し、確認を受けてください。なお、入寮あるいは入校前、帰省や旅行など都道府県間の移動後に再入寮あるいは再入校する場合にもPCR検査等による陰性証明、あるいは医療用抗原検査キットでの検査後の現物あるいは写真(撮影日も含め)を入寮時には寮フロントに、入校時には担当者に提出し、確認を受けてください。

## 6. 個人情報の提供について

・感染拡大防止のため、研修期間中また研修終了後に感染が判明した場合には、所管の保健所や他の受講者等に対し、氏名等の個人情報を提供させて頂く場合があることをご了承ください。

## 7. 感染が判明した場合の研修継続について

・研修中に新型コロナウイルスへの感染が認められた方が発生した場合、濃厚接触者の有無の確認や消毒等の措置を行い、安全が確保できることを確認したうえで原則研修を継続いたします。

## 8. コロナ罹患時の連絡体制について

(重要事項)

・PCR等受検、発熱その他のコロナの症状、及び陽性発覚の場合や、濃厚接触者となった場合には、速やかに事務局にご一報ください。

### 【事務局連絡先】

(平日)

8時～9時	東大和寮	042-564-1011
9時～18時	支援研修課	042-565-1273
18時～22時	東大和寮	042-564-1011

(休日)

8時～22時	東大和寮	042-564-1011
--------	------	--------------